

災害時の医療救護活動に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と社団法人滋賀県歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（歯科医療救護班の派遣）

第1条 甲は、滋賀県地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施するうえで必要があると認めた場合は、乙に対して歯科医療救護班の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、避難所または災害現場等の医療救護所等に派遣する。

（医療救護計画）

第2条 乙は、前条の規定による医療救護活動を円滑に実施するため、医療救護計画を策定し、これを甲に報告する。

2 前項の医療救護計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 医療救護組織の編成
- (2) 医療救護組織の活動計画
- (3) 関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮命令系統
- (5) 医薬品および医療資機材の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

（歯科医療救護班の業務）

第3条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲または市町が避難所または災害現場等に設置する医療救護所等において、医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病度の判定
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 傷病者の収容医療機関への搬送の要否および搬送優先順位の決定
- (4) 死亡の確認および死体の検案の協力
- (5) その他医療救護に関すること

（歯科医療救護班に対する指揮命令等）

第4条 乙が派遣する歯科医療救護班に対する指揮命令および医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙

が派遣する歯科医療救護班の意見を尊重する。

(歯科医療救護班の輸送)

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は、乙が所有する緊急車両等により、自ら現地へ出動する。

なお、乙独自による現地への出動が困難である場合は、甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について必要な措置をとる。

(医薬品等の供給)

第6条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとる。

(医療費)

第7条 医療救護所において傷病者が受ける医療費は、無料とする。

2 傷病者が収容された医療機関における医療費は、原則として傷病者負担とする。

(訓練)

第8条 乙は、甲が実施する訓練に協力する。

(実費弁償等)

第9条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に必要な次の費用は、甲が負担する。

- (1) 医療救護班の編成および派遣に必要な費用
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の医薬品等の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合の扶助金

(細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲および乙が協議して定める。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。
ただし、双方に別段意思表示のない限り、この協定は継続されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、またはこの協定に定めのない事項に関し必要がある場合は、甲および乙が協議して決定するものとする。

(歯科医療救護班の限界)

第13条 乙は、協定第1条の規定にかかわらず、災害が激甚であり、班員およびその周辺に危害またはそのおそれがある場合は、派遣の要請に応じないことができる。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ1通を所持するものとする。

平成19年3月6日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1-1
滋賀県
代表者 滋賀県知事 嘉田 由紀子

乙 滋賀県大津市京町4丁目3-28
社団法人 滋賀県歯科医師会
代表者 会長 芦田 欣一

